

遊具点検業務委託契約書（案）

委託者 佐久市（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、都市施設である公園遊具の点検業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、甲の所有する都市公園等の遊具について、予防保全型管理の考え方にに基づき、遊具の劣化や、国の指針等で示される有害なハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するとともに、適切な維持管理業務を行うため、その点検業務を乙に委託することについてその細目を定める。

（業務の方法）

第2条 乙は、別記1の遊具点検業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）により業務を行なわなければならない。

（業務の範囲）

第3条 甲は、特記仕様書に掲げる都市公園の遊具点検を乙に委託する。

（委託の期間）

第4条 委託期間は、令和8年 月 日から令和8年11月30日までとする。

2 この契約の有効期間であっても、甲乙協議の上、契約の内容を変更し、又は解除することができる。

（委託の額）

第5条 委託金額は、金 円（消費税込）とする。

（委託料の支払）

第6条 第5条に規定する委託料の支払いは、適法な請求があった日から30日以内とする。

（委託料の支払の時期）

第7条 第5条に規定する委託料は、次のとおり支払うものとする。

業務完了後 円

（委託料の執行の制限）

第8条 乙は、委託料を当該委託業務以外の経費に支出してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、点検業務を他の者に再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りではない。

（契約保証金）

第10条 契約保証金は、委託料の100分の10に相当する金額とする。ただし、佐久市財務規則第124条第3項第3号の規定により、その納付額は全額免除とする。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、免除した金額を違約金として納付しなければならない。

（損害報告及び損害賠償）

第11条 乙の責に帰する事由により、甲に損害を与えた場合は、直ちに文書をもって甲に報告し届け出るものとする。

2 前項により、甲に損害を与えた場合の損害賠償は、その損害額の限度内において、甲の定める額を賠償金として支払わなければならない。

（調査等）

第13条 甲は、この委託業務の処理状況について随時に調査し、又は乙に対して必要な報告を求め、若しくは業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の報告)

第14条 乙は、委託された業務の報告書を甲に提出しなければならない。なお、報告様式は、特記仕様書に定めるものとする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務における成果品の帰属は、甲にあるものとする。但し、乙が従来著作権を有していたもの及び本業務実施上利用するために独自で創作したものに関する権利についてはこの限りではない。

(委託料の変更方法等)

第16条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(質疑の解決方法)

第17条 この契約について甲乙双方に質疑のあるときは、双方で協議の上、解決するものとする。また、契約に定めていない事項で契約に関し必要な事項も同様とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 長野県佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長 柳田 清二

乙